

# 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証ロゴ運用規程

2016/08/03 Rev. 1.00

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

## 目次

1. 認証ロゴ運用規程について.....	1
1.1 運用規程の目的.....	1
2. 認証ロゴについて.....	1
2.1 認証ロゴの目的.....	1
2.2 認証ロゴ付与について.....	1
3. 認証ロゴの権利者.....	1
4. 認証ロゴの使用者.....	1
5. 認証ロゴの色とサイズ.....	2
5.1 ロゴの色種.....	2
5.2 ロゴのサイズ.....	2
6. 認証ロゴの使用方法.....	2
7. 認証ロゴ告知.....	3

## 1. 認証ロゴ運用規程について

### 1.1 運用規程の目的

この運用規程は、JIIMA 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度において採用する、認証ロゴの使用方法を定義する。

## 2. 認証ロゴについて

### 2.1 認証ロゴの目的

認証ロゴは、JIIMA 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証基準（以下認証基準という）に合格した製品をユーザ及び業界に認知させるために使用される。

### 2.2 認証ロゴ付与について

- (1) 認証ロゴは、認証基準に合格した電帳法スキャナ保存ソフトに使用することができる。
- (2) 認証ロゴが付与された製品は、JIIMA ホームページに記載される認証製品一覧表により明示される。
- (3) 認証ロゴは、認証製品の梱包材、製品マニュアル、技術マニュアル、仕様書に使用することができる。
- (4) 認証ロゴは、認証基準に合格した製品であることを訴求するための広告、ハンドアウト、WEB ページに使用することができる。
- (5) 認証ロゴは、認証製品を紹介する展示会でのバナー、パネル、サイネージ、ストラップ、ユニフォーム等に使用することができる。

（注）認証ロゴは、認証基準に合格した認証製品に関係しない物品に使用してはならない。

## 3. 認証ロゴの権利者

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）

## 4. 認証ロゴの使用者

- (1) 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
  - (2) 認証基準に合格した製品の開発元企業
  - (3) 認証基準に合格した製品の販売企業
- \* (2), (3) は、認証ロゴの使用許諾契約を締結することで使用可能となる。

## 5. 認証ロゴの色とサイズ

### 5.1 認証ロゴの色種

#### (1) 白色ロゴ



#### (2) 白黒ロゴ



#### (3) 黒色ロゴ



(注) ロゴ中の「平成XX年」の部分は、「平成27年」、「平成28年」など、認証の対象とした法令の改正年が入る。

### 5.2 認証ロゴのサイズ

印刷物の最小使用サイズは高さ4mmとする。

## 6. 認証ロゴの使用方法

- (1) 認証ロゴを他の商標、文字、記号、図形などと組み合わせて表示してはならない。
- (2) 認証ロゴが付された製品やロゴに関わるサービスが特定の企業によるものであると誤解されるような態様で使用されてはならない。
- (3) 認証ロゴは、2.1の目的に関係しない製品、販促物等に使用してはならない。

## 7. 認証ロゴ告知

認証ロゴは、公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会の商標を含んだ図案（ロゴ）であり、同協会からライセンスされる。

この認証ロゴを使用する場合は、以下のような告知を明確に書くこと。

例)

- ・この認証ロゴは公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。

## 附則－1

この規程は、2016年08月15日より施行する。